

上関町本人通知等制度事前登録申込書

年 月 日

上 関 町 長 様

上関町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度に関する要綱第 4 条の規定に基づき、裏面の内容を同意の上、次のとおり登録を申請します。

登録申込者	住 所	〒
	氏 名	印
	連絡先	
申込者の区分	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人	

※登録申込者と同一戸籍または世帯の方は、登録者氏名欄に本人が自署することにより、申込日において登録申込者に登録を委任する意思表示とし、登録することができます。なお、登録する者が 15 歳未満の場合は、法定代理人が自署してください。

登録者					通知対象とする証明書 ※該当に○
1	フリガナ		性 別	男 ・ 女	戸籍・除籍 改製原戸籍 戸籍附票 住民票
	氏 名		生年月日	T・S・H・R 年 月 日	
	住 所	☐ 申込者と同じ			
	本 籍	上関町大字	筆頭者（ ）		
2	フリガナ		性 別	男 ・ 女	戸籍・除籍 改製原戸籍 戸籍附票 住民票
	氏 名		生年月日	T・S・H・R 年 月 日	
	住 所	☐ ①と同じ			
	本 籍	☐ ①と同じ	上関町大字	筆頭者（ ）	
3	フリガナ		性 別	男 ・ 女	戸籍・除籍 改製原戸籍 戸籍附票 住民票
	氏 名		生年月日	T・S・H・R 年 月 日	
	住 所	☐ ①と同じ			
	本 籍	☐ ①と同じ	上関町大字	筆頭者（ ）	
4	フリガナ		性 別	男 ・ 女	戸籍・除籍 改製原戸籍 戸籍附票 住民票
	氏 名		生年月日	T・S・H・R 年 月 日	
	住 所	☐ ①と同じ			
	本 籍	☐ ①と同じ	上関町大字	筆頭者（ ）	

- 注 1 裏面の内容をよくお読みください。
- 注 2 各欄に必要事項を記入してください。
- 注 3 次の書類を提出し、又は提示してください。
- ・ あなたが本人であることを証明する書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）
 - ・ あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
 - ・ あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）

(裏面)

上 関 町 本 人 通 知 に つ い て

- 1 本人通知は、登録をした者に係る住民票の写し（除票を含む。）、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し（除附票、改製原を含む。）、戸籍謄本・抄本（除籍、改製原を含む。）、戸籍記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（本人等（注）の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について 通知するものです。

（注）本人等とは

- ・住民票関係 本人又は本人と同一の世帯に属する者
- ・戸籍関係 本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書を送付します。ただし、町長が特別の事情があると認めるときを除きます。
- 3 登録を希望する者が疾病その他やむをえない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により登録の申請をすることができます。
- 4 郵便又は信書便による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
（１）疾病その他やむを得ない理由により、直接窓口で申請できない場合
（２）他の市町村に居住し、遠隔地等の理由により直接窓口で申請できない場合
- 5 登録を廃止しようとする場合又は転出、転居、転籍等により登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
- 6 登録者が死亡、居所不明等により住民票を消除されたときは、登録は廃止します。

※ 次の欄は、記入しないでください。

受 付	事前登録	本人等の確認書類		備 考
		☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 代理人	☐ 個人番号カード ☐ 旅券 ☐ 運転免許証 ☐ その他（ ）	